

答申第 227 号

情公第 1659 号

令和 5 年 8 月 3 日

神奈川県教育委員会

教育長 花田 忠雄 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高橋 良

自己情報開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 3 月 16 日付けで諮問された特定学校に対する相談に関する書類等
開示の件（諮問第 243 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、「私は2019年2月13日～2020年10月28日まで神奈川県教育委員会に県立特定学校不祥事相談にあたっての関連書類、メモ及び提出書類（教育相談センターと県立特定学校共有する書類、情報メモ等含め）」（原文ママ）とする請求について、別表に掲げる保有個人情報を特定して開示したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年11月5日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「私は2019年2月13日～2020年10月28日まで神奈川県教育委員会に県立特定学校不祥事相談にあたっての関連書類、メモ及び提出書類（教育相談センターと県立特定学校共有する書類、情報メモ等含め）」（原文ママ）とする、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、同月19日付けで、別表に掲げる保有個人情報を特定し、その全てを開示する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、同年12月22日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、開示が漏れていた保有個人情報の追加での開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：教育局指導部高校教育課）の説明要旨

- (1) 高校教育課における日常の業務の中では、口頭で情報共有をすることも多く、全ての電話対応について記録やメモを取っているわけではない。記録やメモを取ってある審査請求人の個人情報については、原処分時に全て開示している。

審査請求人より審査請求書において開示に漏れがあると指摘があった8回分の記録やメモについては作成していないため不存在である。

- (2) 当該相談記録等を不存在と判断した理由について、実施機関では、当該審査請求人の相談記録等に関しては特定のファイルに日付順に綴り保存している。審査請求人からの相談に関する記録を綴っているファイルを全て探索した結果、開示した相談記録等以外のものは存在していないことを確認した。

5 審査会の判断理由

(1) 保有個人情報の特定について

審査請求人は、前記3(1)のとおり、開示された文書の中に、8回分の相談に係る相談記録、電話記録及びメモ（以下「相談記録等」という。）が含まれていないと主張するところ、実施機関は、前記4のとおり、高校教育課における日常の業務では、口頭で情報共有をすることも多く、全ての電話対応について、記録や審査請求人がいうところのメモを取っているわけではなく、8回分の相談に係る相談記録等については作成していないため不存在であると説明しているため、以下で検討する。

本件における一連の開示文書について見ると、県立特定学校における本件生徒の不登校事案について、同人の保護者である審査請求人と県側の電話等でのやりとりに際して作成された記録や、審査請求人から提出された書面であると認められる。

実施機関の説明によれば、本件処分において、実施機関は記録やメモを取ってある審査請求人の個人情報については全て開示しており、さらに本件審査請求を受けて、改めて審査請求人からの相談に関する記録を全て日付順に綴っている特定のファイルを探索した結果、「2019年2月13日～2020年10月28日」と期間を指定した請求に対し、請求時に存在する文書を全て特定しており、開示した相談記録等以外のものは存在していないことを確認したため、8回分の相談に係る相談記録等は不存在と判断したとのことであった。

神奈川県教育委員会行政文書管理規則第6条は、「本庁及び所の事務処

理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない。」と規定している。また、「神奈川県教育委員会行政文書管理規則の運用について」の第6条関係では、「軽易な事項の照会、回答、通知等で電話、口頭等で処理することが適当な場合以外は、意思決定の経過等を記録した行政文書を作成することが必要である」とされている。

当審査会が審査請求人に対し、条例第42条第3項の規定に基づき、8回分の相談等が行われたことの根拠となる資料の提出を求めたところ、審査請求人からは、当該相談等を録音した音声データの書き起こしと史料される資料が提出された。当審査会が見分したところ、その内容は事務的な内容に留まるものとはいきれない記載も含まれていることから、「軽易」とは断定できないものの、前述の実施機関における審査請求人に係る文書の保管状況や、本件請求を受けての探索範囲を踏まえれば、8回分の相談に係る相談記録等が存在しないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とまでは認められない。

よって、審査請求人からの自己情報の開示請求に対して、別表に掲げる保有個人情報を特定したことは妥当である。

(2) その他

審査請求人は、本件生徒の不登校事案に係る実施機関の対応の不当性を主張するが、当審査会は、自己情報の開示請求に係る決定の当否について実施機関から意見を求められているのであって、これらの事項について調査審議する立場にない。審査請求人の他の主張も、審査会の結論を左右するものではない。

6 附言

5（1）で述べたとおり、審査請求人から提出された、当該相談等を録音した音声データの書き起こしと史料される資料の内容は、「軽易」とは断定できない内容であることから、仮に審査請求人から追加で提出された資料どおりの内容の相談等が行われていたとすれば、実施機関においては、当該相

談等に係る記録を作成することが当該審査請求人との関係では望ましい対応であったことをここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書番号	文書名称
文書 1	平成 31 年 3 月 28 日付け審査請求人あて文書
文書 2	令和元年 7 月 25 日付け対応記録
文書 3	令和元年 10 月 1 日付け対応記録
文書 4	「フォームメールの回答」（令和 2 年 3 月 31 日付け起案一式）
文書 5	教育長あて手紙
文書 6	「県立特定学校に在籍していた生徒について」
文書 7	「県立特定学校に在籍していた生徒の保護者対応について」
文書 8	「県立特定学校 当該生徒の出席状況」
文書 9	「県立特定学校に在籍していた生徒の保護者対応について」
文書 10	令和 2 年 4 月 20 日付け対応記録
文書 11	「県立特定学校 特定生徒保護者からの訴え」
文書 12	「県立特定学校生徒案件経過説明（概要版）」
文書 13	令和 2 年 5 月 19 日付け対応記録
文書 14	審査請求人からの提出資料（「別紙」「要望書」の添付あり）
文書 15	令和 2 年 7 月 6 日付け対応記録
文書 16	「わたしの提案（神奈川県への提言）フォームメールの回答について（伺い）」（令和 2 年 7 月 3 日付け起案一式）
文書 17	県総合教育センターとの共有資料
文書 18	「県立特定学校 特定生徒保護者からの訴えへの事実確認」
文書 19	「フォームメール回答について（伺い）元県立特定学校の保護者の方からのメール」（令和 2 年 9 月 26 日付け起案一式）

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年3月17日 (収受)	○ 諮問
6月3日 (収受)	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
11月25日 (収受)	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づく意見書の提出
令和5年1月23日 (第329回審査会)	○ 審議
2月20日 (第330回審査会)	○ 審議
3月17日 (収受)	○ 実施機関から条例第42条第3項の規定に基づく意見書の提出
3月20日 (第331回審査会)	○ 審議
4月18日 (収受)	○ 審査請求人から条例第42条第3項の規定に基づく資料の提出
4月24日 (第332回審査会)	○ 審議
5月22日 (第333回審査会)	○ 審議
7月24日 (第334回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠里可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 嶋 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和5年8月3日現在) (五十音順)